

台風などの非常措置について

特別警報発令・暴風（以下暴風雨含む）警報発令・非常変災・その他の非常事態における措置は以下のとおりとする。

朝の天気予報やニュース・交通機関情報に基づいて行動するようにすること。

①特別警報、暴風警報が滋賀県下に発令された場合。

ア．特別警報、暴風警報が午前6時までに解除の時。

→8：35にSHR開始（通常授業）

※ただし、登校が困難と考えられる場合は、学校に連絡し、指示を受けること。

イ．特別警報、暴風警報が午前6時を過ぎても解除されない場合。→自宅学習（休校）

②特別警報、暴風警報が解除されても公共交通機関が運休している場合。

<JR西日本>

ア．午前6時までに運転が再開された時。

→8：35にSHR開始（通常授業）

イ．午前10時までに運転が再開された時。

→13：00までに登校（午後授業）

ウ．午前10時を過ぎても運休の時。

→自宅学習（休校）

<近江鉄道>

・JRに準ずる。

③登校が上記以外の方法である者は、学校に連絡をして指示を受けるようにすること。

④暴風警報以外の警報（大雨・大雪・洪水等）は上記の対象ではないので安全に留意して登校すること。

⑤特別警報が発令された場合は風・雨・雪に関わらず①②に準ずることとする。

⑥住所が滋賀県にない者は下記に注意すること。

一、滋賀県下に特別警報、暴風警報が発令しているが、居住地には発令されていない時

→①②に準ずる

二、滋賀県下に特別警報、暴風警報が発令されていないが、居住地には発令されている時

→居住地の警報が解除されてから登校。時間は①に準ずる。

※「生徒手帳P43～P44」より